

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代 表 者 名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問 合 せ 先 広報・IR 室
電 話 番 号 03-5530-3055 (代表)

特別調査委員会設置のお知らせ

この度、当社取締役らにより、当社の子会社の資金約 20 億円が、適正な社内決裁を経ず、不正に流出した疑義があることが判明いたしました。

これを受けて、当社は、専門的かつ客観的な見地から徹底した調査が必要であると判断し、外部専門家から構成される特別調査委員会を設置することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の設置の経緯

平成 29 年 5 月 23 日開催の当社臨時取締役会において、常勤監査役の市倉信義氏から監査役会の承認を得た会社法第 382 条に基づく報告として、当社取締役会長 岡田 和生氏（以下「岡田会長」といいます。）及び当社取締役管理本部長 根岸 良直氏（以下「根岸取締役」といいます。）により平成 27 年 3 月に実施された、当社子会社の香港法人 Tiger Resort Asia Limited（以下「TRA 社」といいます。）から第三者への貸付けについて、適正な社内決裁を経ていないなど、不正な行為が行われたおそれがある旨の報告がありました。

これを受けて、当社は、岡田会長及び根岸取締役の当社、当社子会社及び当社関連会社における全ての業務執行権限及び命令権を停止するとともに、監査役、内部監査室及び当社とは利害関係のない外部専門家を交えた社内調査チームを設置し、調査を進めていたところ、重大なガバナンス違反が発見されました。すなわち、当社は同社内調査チームより、岡田会長及び根岸取締役により平成 27 年 3 月に行われた TRA 社から第三者への 1 億 3500 万香港ドル（現在の為替レートで約 19 億 1700 万円）の貸付けは、当社の社内手続に違反するものであり、また、当該第三者の関係者がその後 1 億 3000 万香港ドルを岡田会長が当時取締役（Director）であった Okada Holdings Limited に送金していること等から、その貸付けの目的も岡田会長個人の利得を図る点にあった疑いがある旨の報告を受けました。

これを受けて当社は、本件について、その他事案の有無も含め専門的かつ客観的な見地から徹底した調査を行い、全容を解明するとともに、再発防止策を策定することを目的として、上記社内調査チームによる調査にご協力いただいた外部専門家 3 名から構成される特別調査委員会を設置することを決定いたしました。

2. 特別調査委員会の構成

特別調査委員会は、当社と利害関係を有しない以下の委員で構成されております。

委員長	政木道夫	弁護士（シティニューワ法律事務所）。元東京地方検察庁特別捜査部検事、元東京地方裁判所刑事部判事補。
委員	松尾宗太郎	弁護士（シティニューワ法律事務所）
委員	深山美弥	弁護士（シティニューワ法律事務所）

3. 今後の対応及びスケジュールについて

当社は、特別調査委員会の調査に対して全面的に協力して参ります。

特別調査委員会は、平成 29 年 6 月 30 日を目途に、当社に対して中間調査報告書を提出する予定です。その後の最終調査報告書の提出時期については、決まり次第、お知らせいたします。

また、特別調査委員会の調査結果につきましては、当該調査報告書を受領次第、速やかにお知らせいたします。

4. 業績への影響

本件の詳細は引き続き調査中ではありますが、現時点において判明している TRA 社から流出した資金額は約 20 億円であり、仮にこれが不正な資金流出であったとしても、当該資金の回収の目処はついているため、当社に当該資金が回収できないことによる損失は生じず、業績への影響はないものと考えております。

この度は、株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者及び取引先の皆様に、多大なご心配おかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

今後、特別調査委員会による徹底した調査を実施し、本件の全容を解明していく所存でありますので、今後ともご支援ご協力を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以 上